

# 沖縄県障害福祉計画（第6期）・ 沖縄県障害児福祉計画（第2期）（案）の概要

## 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課

### 1 策定の趣旨及び基本理念

- (1) 障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22並びに厚生労働省が定める基本指針（以下、「国の基本指針」という。）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事提供体制を整備し、その円滑な実施を確保することを目的に広域的な見地から策定するものである。
- (2) 沖縄県21世紀ビジョンで示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、本県の障害者施策の基本的方向を定めた第4次沖縄県障害者基本計画のうち、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する内容について定めたものである。

### 2 基本的な考え方、計画期間

- (1) 国の基本指針を踏まえ、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービスの提供体制を計画的に確保する。
  - ① 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築
  - ② 障害者が働き続けることができる環境の整備
  - ③ 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築
- (2) 計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間

### 3 計画の目標（成果目標）

サービス提供体制の計画的な確保のための基本的な考え方を踏まえ、次のとおり令和5年度における成果目標を設定し、各種施策等の展開により、その達成を目指す。

#### ○目標1 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

##### <長期入院精神障害者の地域移行に関する目標>

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
    - ・令和5年度における精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均を316日以上を目標値として設定
  - (2) 精神病床における一年以上長期入院患者数の減少
    - ・令和5年度末の精神病床における長期入院患者数の目標値を下記のとおり設定  
65歳未満：1,124人（←1,466人） 65歳以上：1,580人（←1,973人）
- ※（）内の数値は地域移行促進施策等の政策効果を見込まず推移した場合の入院需要
- (3)－1 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
    - ・平成24年度から平成28年度の平均値：58.3%（精神保健福祉資料（630調査））  
平成29年度：65.23%（レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB））  
→令和5年度目標値を69%と設定
  - (3)－2 入院後6ヶ月時点の退院率の上昇
    - ・平成24年度から平成28年度の平均値：79.2%（精神保健福祉資料（630調査））  
平成29年度：82.99%（レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB））  
→令和5年度目標値を86%と設定
  - (3)－3 入院後1年時点の退院率の上昇
    - ・平成24年度から平成28年度の平均値：87.3%（精神保健福祉資料（630調査））  
平成29年度：91.62%（レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB））  
→令和5年度目標値を92%と設定

<福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標>

(4) 地域生活移行者の増加

- ・令和元年度末の施設入所者から、令和5年度末までに地域移行する者の数を3.6%（82人）とする目標値を設定

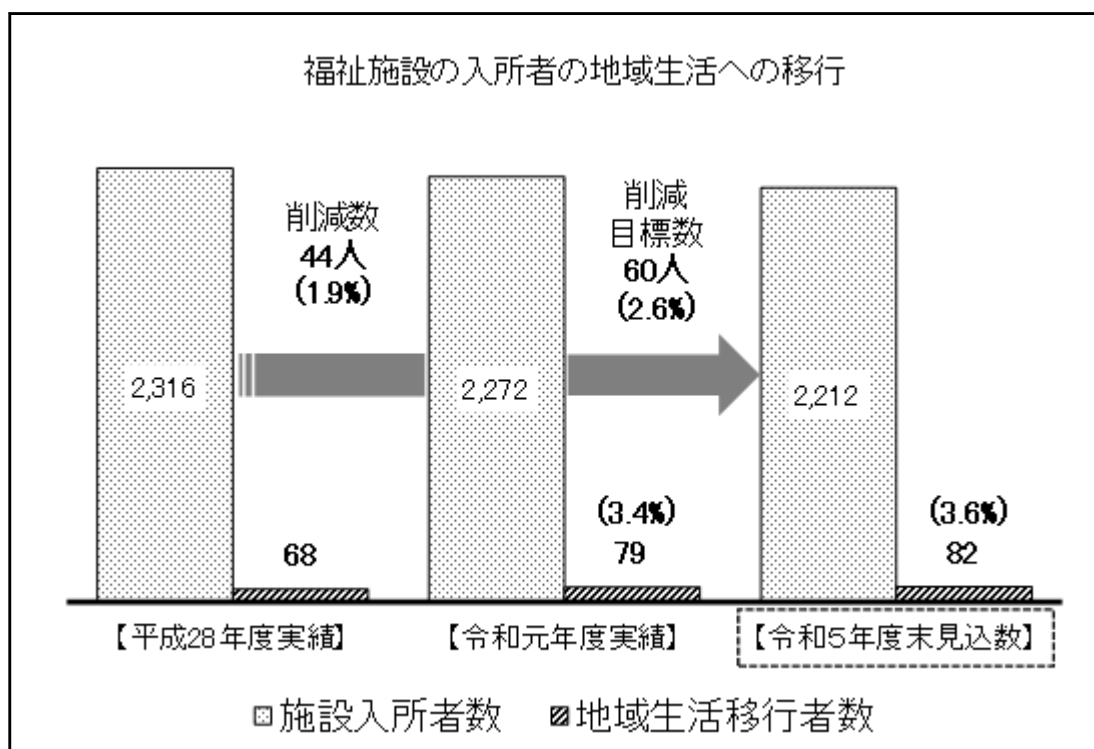
(5) 施設入所者の削減

- ・令和元年度末の入所定員と比較して、令和5年度末の入所施設の定員の削減見込みを2.6%（60人）とする目標値を設定

○目標値

（別表1）

項目	数値	考え方
入所者数 (A)	【基準値】 2,272人	令和元年度末現在の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	2,212人	令和5年度末時点の入所施設の利用見込者数
削減見込数 (A-B)	【目標値】 2.6%（60人）	令和元年度末の入所定員と比較して、令和5年度末の入所施設定員の削減見込みを設定。
地域生活移行者数	【目標値】 3.6%（82人）	令和元年度末の施設入所者数から、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の数を設定



<障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する目標>

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数を年間54回とする目標値を設定

＜基幹相談支援センター設置推進に関する目標＞

(7) 基幹相談支援センターの設置推進

- ・基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、設置推進を図るため、基幹相談支援センター設置に向けた検証及び検討を年1回実施を目標値として設定

＜その他市町村目標に関する事項＞

(8) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・県の目標設定はなし（市町村が目標設定、県は市町村が拠点等の整備を進めるに当たっての必要な支援を行う）

(9) 相談支援体制の充実・強化等

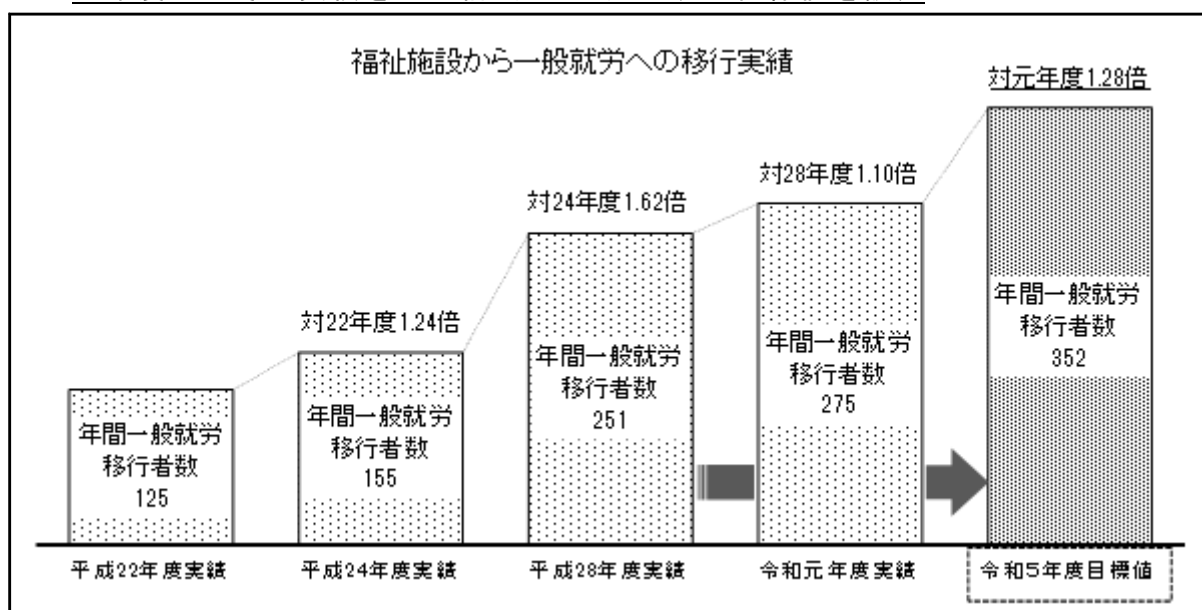
(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・県の目標設定はなし（障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有に係る部分が市町村の目標）

○目標2 障害者が働き続けることができる環境の整備

(1)－1 一般就労移行者数の増加

- ・令和元年度の福祉施設から退所して一般就労した実績（275人）と比較して、令和5年度にはその実績を1.28倍（352人）とする目標値を設定



(1)－2 一般就労移行者数の増加のうち就労移行支援事業を通じて移行した者

- ・令和元年度の福祉施設から退所して一般就労した実績（127人）と比較して、令和5年度にはその実績を1.3倍（165人）とする目標値を設定

(1)－3 一般就労移行者数の増加のうち就労継続支援A型事業を通じて移行した者

- ・令和元年度の福祉施設から退所して一般就労した実績（83人）と比較して、令和5年度にはその実績を1.28倍（106人）とする目標値を設定

(1)－4 一般就労移行者数の増加のうち就労継続支援B型事業を通じて移行した者

- ・令和元年度の福祉施設から退所して一般就労した実績（58人）と比較して、令和5年度にはその実績を1.28倍（74人）とする目標値を設定

**(2) 就労定着支援事業の利用者及び就労定着率の増加**

- ・ 一般就労への定着を推進するため、令和5年度には一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する目標値を設定
- ・ 一般就労への定着を推進するため、令和5年度末の就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所を全体の7割とする目標値を設定

**○目標3 地域における障害児への切れ目のない、きめ細やかな支援体制の構築**

**(1) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築**

- ・ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるようにするため、令和5年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標として設定

**(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

- ・ 県全体及び各圏域単位で設置した協議の場の開催回数年2回を目標値として設定
- ・ 県全体及び各圏域単位で設置した協議の場における目標設定及び評価の実施回数年2回を目標値として設定
- ・ 県全体及び各圏域単位でコーディネーターを配置すること（県全体：5名、各圏域：1名ずつ）を目標値として設定

**(3) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置**

- ・ 県の目標設定はなし（市町村が目標設定）

**(4) 保育所等訪問支援の充実**

- ・ 県の目標設定はなし（市町村が目標設定）

**(5) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

- ・ 県の目標設定はなし（市町村が目標設定）

**4 サービスの提供体制の確保**

地域生活への移行や就労支援等の課題に対応しつつ、利用者のニーズに対応したサービスの必要な量が確保できるよう、サービスの提供主体である市町村のこれまでの実績を踏まえ、市町村障害福祉計画における見込量（活動指標）を集計したものを基本として、各年度の見込量、見込みの考え方等について記載し、各障害福祉サービスの計画的かつ着実な整備を進める。

**(1) 障害福祉サービス種別ごとの見込量（活動指標）を主に記載**

**(2) 障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずべき措置（「県の取り組み」欄に記載）**

- ・ 障害福祉サービス事業者等に対する研修制度の充実
- ・ 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上

**(3) 地域生活支援事業の実施に関する事項（「県の取り組み」欄に記載）**

**(4) その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項（「第IV章 共生社会の構築等その他必要な事項」に記載）**

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 意思決定支援の促進
- ・ 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の支援による社会

参加等の促進

- ・施設における集団感染等の防止

(5) 障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備（「成果目標」欄に記載）